文部科学省令第四号

私立学校法 (昭和二十四年法律第二百七十号)第四十四条の五におい て準用する一般社団法人及び一 般財

団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百十八条の三第一項の規定に基づき、 私立学校法施行

規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月三日

文部科学大臣 萩生田 光一

私立学校法施行規則の一部を改正する省令

私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げ る規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄 に掲げ う規 定の

傍線を付した部分のように改め、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規

定 という。)で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 これを加える。

く全体に付した傍線は注記である。	備考 表中の[] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
	 害を除く。)を保険者が塡補することを目的として締結されるもの追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害(役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことに損害(役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任ことを主たる目的として締結されるもの
[条を加える。]	とによつて当該学校法人に生ずることのある損害を保険者が塡補するを賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けるこ文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
(責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法) (責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法)	一・二 [略] で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。 合を含む。)において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下「準用一般社団・財団法人法」という。)第百十三条第一項第二号に規定する文部科学省令団法人法」という。)第百十三条第一項第二号に規定する文部科学省令の法人法)において準用する場第三条の三 法第四十四条の五(法第六十四条第五項において準用する場第三条の三 法第四十四条の五(法第六十四条第五項において準用する場の重任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法)
改正 前	改正後

ら施行する。